平成２３年（フ）第２５７１号
北海道恵庭市柏陽町３丁目194番地の14
破産者　前田　　晃
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００１号
北海道石狩市花川南１条１丁目99番地
破産者　阿部　信司
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１８９号
札幌市北区北14条西１丁目２番12―402号
破産者　石川安希子
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６７号
札幌市豊平区美園６条６丁目３番18―202号
破産者　大澤　智和
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６２６号
札幌市手稲区稲穂２条８丁目１番３―201号
破産者　安齊　博美
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１号
青森県三戸郡南部町大字椛木字上羽黒13番地、前住所栃木県真岡市並木町３丁目100番地４　舞丘ハイツＡ棟201号
破産者　田端　正光
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１１１１号
仙台市若林区若林２丁目２番３号　ハイブリッジＳＴ―201
破産者　菅井美加子
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６６号
仙台市若林区河原町１丁目３番６―303号
破産者　佐々木俊彰
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
神奈川県三浦市初声町下宮田813番地１　小松ハイムＢ―101
破産者　梶　　弘
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１９８号
神奈川県三浦市初声町下宮田813番地１　小松ハイムＢ―101
破産者　梶　美和子
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２４３号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目27番地
破産者　菅野　紀夫
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２４４号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目27番地
破産者　菅野　千春
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１３４３号
名古屋市中区橘１丁目16番５号　内山ビル302号
破産者　カフェライズこと米の庄屋こと　久原　邦子
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６９号
愛知県日進市栄２丁目411番地　クリスタルパレス106
破産者　天野奈緒美
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３０７号
名古屋市瑞穂区神穂町３番11号
破産者　濵田　　隆
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６９７号
名古屋市瑞穂区下山町２丁目20番地の１　グランドコーポ１Ｆ号
破産者　森川　**鉛**治
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８１３号
名古屋市天白区池場５丁目202番地　メゾン島田405号
破産者　石田　　茂
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５５号
大阪府貝塚市小瀬371番地１スパイラル小瀬Ⅱ303号、前住所愛媛県新居浜市松の木町３番20号
破産者　安部　健児
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
兵庫県三田市加茂424番地21
破産者　旬菜蔵こと　中島　富夫
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部